

基本方針

- モバイルは、技術革新のスピードが速くイノベーションが生じやすく、そして、何よりも国民の日々の生活に密着した不可欠なもの。
⇒ このため、モバイルが**納得感のある料金**で**良質なサービス**となれば、**日々の生活はより豊か**になる。
- 一方、寡占的な市場環境を踏まえると、**料金・サービス本位の競争につながる環境整備を一層進める**ことが重要。
⇒ このため、年内の**制度改正、利用者に合った料金プラン選択促進のための広報等を順次実施**。**フォローアップ**とともに**更なる競争促進化策を検討開始**。

これまでの取組

今後の取組

① 納得感のある料金・良質なサービスの実現

● 端末の廉売競争から、通信料金・サービス競争へのシフト

- ・ 通信料金・端末料金の分離の徹底

2019年法改正

- ・ 「1円端末」販売等につながる過度な割引を規制（→転売ヤー等の防止）

年内に省令改正

● 端末流通市場の活性化

- ・ 中古端末の安心・安全な流通の促進（中古端末の利用者情報の処理方法等の明確化）

2019年民間事業者団体による自主ガイドライン策定

- ・ 中古端末の安心・安全な流通の促進（マイナンバーカード機能の処理方法の明確化）

民間事業者団体による自主ガイドライン改正を促進（年内に議論開始）

● 代理店による不適正な営業の見直し

- ・ 代理店の届出制度導入

2019年法改正

- ・ MNO※¹による代理店の指導強化

年内にガイドライン改正

※1 MNO: 移動通信事業者(Mobile Network Operator)の略称。移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者。

② 事業者間の乗換えの円滑化の加速

● 事業者を乗り換えるための費用（スイッチングコスト）の低廉化

- ・ 違約金上限を規定（1000円）
- ・ SIM※²ロックの原則禁止
- ・ MNP※³の無料化・ワンストップ化

2019年法改正

2021年ガイドライン改正

2020・2023年ガイドライン改正

- ・ 新料金プランの移行の検討促進のための広報

順次実施
（補正予算要求）

- ・ MNPワンストップ化の推進

対応事業者の拡大推進

※2 SIM: 加入者識別モジュール(Subscriber Identity Module)の略称。サービスを提供する電気通信事業者とそのサービスに係る契約を締結している者(加入者)を特定するための情報(プロフィール)を記録した電磁的記録媒体。

※3 MNP: モバイル・ナンバー・ポータビリティ(Mobile Number Portability)の略称。契約している携帯電話事業者を、電話番号を変えずに変更できる仕組み。

③ 事業者間の公正な競争環境の整備の促進

● 事業者間の競争環境の整備

- ・ MNOとMVNO※⁴との間の卸協議の円滑化
- ・ MVNOのネットワーク使用料（接続料・卸料金）の低廉化

2022年法改正

2020年省令改正

- ・ 通信・端末分離規制の基準値の引き上げ（→独立系MVNOを規制の対象から除外）

年内に省令改正

プラチナバンド：10月に割当て
4.9GHz帯：年度内目途に
技術的条件取りまとめ

- ・ 周波数の追加割当て

- ・ 接続料の更なる低廉化

データ接続料：約3割減
（2025年度までに（2023年度比））

※4 MVNO: 仮想移動通信事業者(Mobile Virtual Network Operator)の略称。移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用せず他社から借り受けることで、移動通信サービスを提供する電気通信事業者。

実施状況の**フォローアップ**に加え、更なる**競争促進化策の検討を開始**（来年夏を目途に取りまとめ）